

令和3年1月14日

保護者 各位

専修大学玉名高等学校

校長 渡辺 正隆

令和2年度熊本県被災生徒授業料等減免の申込みについて

厳冬の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和2年度熊本県被災生徒授業料等減免申込みを下記のとおり実施致しますので
ご通知申し上げます。

【補助対象要件及び限度額一覧】裏面をご覧ください

別表1 平成28年熊本地震（授業料、施設整備費等減免）

別表2 平成28年熊本地震（入学金減免）

別表3 令和2年7月豪雨（授業料、施設整備費等減免）

別表4 令和2年7月豪雨（入学金減免）

【申請手続きについて】

該当される場合は、区分により提出書類が異なりますので、必ず学校へご連絡ください。
なお来校される場合は必ず印鑑をご持参ください。

【注意事項】

被災生徒授業料等減免とは、熊本地震又は7月豪雨により被災し、経済的理由により就学が困難になった生徒等に対して行うものであり、自己都合退職者及び契約期間終了による退職等は該当しません。

入学金減免は、入学金を納入されていない方（奨学生S）は、対象外となります。

被災生徒授業料等減免及び既存の授業料等減免のどちらにも該当する場合は、いずれか一方のみの申請となります。（同時申請は不可）どちらにも該当する場合は、学校事務室までご連絡ください。

申請後、家計状況が回復した場合は、速やかに事務室までご連絡ください。

【提出期限】

令和3年1月25日（月）

【基準額】

(非課税相当の場合)

区 分	金 額
障害者、未成年者、寡婦、寡夫に該当する者	地方税法第295条第1項第2号に定める額 1,250,000円
上記区分以外の者及び上記区分の者で上記金額を超えるもの	地方税法附則第3条の3第1項及び4項の規定により市町村民税及び道府県民税の所得割の非課税の範囲として定める額

(市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当の場合)

金 額
$(\text{所得見込額} - \text{住民税基礎控除額}) \times 0.1 \leq 166,600\text{円}$

別表1(平成28年熊本地震)

区分		要件	補助割合		所得制限
授業料、 施設整備費等 減免	1	平成28年熊本地震により居住する住宅(持家・借家等)が大規模半壊以上の被害を受けた者	持家	10/10	保護者等の当該年度課税証明書 の市町村民税所得割額及び道府県 民税所得割額の合算額が507,000 円未満の世帯を対象
	2		借家等	1/2	
	3	平成28年熊本地震により居住する住宅(持家のみ)が半壊の被害を受けた者	持家	1/2	
	4	熊本地震発災以降に次に掲げるアからカまでのいずれかの事由に該当し、その事由に至った日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が表面に定める金額(基準額)以下となる者(市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当の場合については、表面に定める式に該当する者) ア 勤務する会社等の経営悪化により収入が減少した者 イ 勤務する会社等を解雇された者 ウ 自営する会社等の経営悪化により収入が減少した者 エ 自営する会社等が破産・倒産した者 オ 死亡又は行方不明 カ 病気	市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が非課税相当	10/10	
			市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当	1/2	
5	区分4に該当して授業料が減免されていた者のうち、その事由に至った日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が表面に定める金額(基準額)以下となる者(市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当の場合については、表面に定める式に該当する者)	市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が非課税相当	10/10		
		市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当	1/2		

別表2(平成28年熊本地震)

区分		要件	補助割合		所得制限
入学金減免	1	平成28年熊本地震により居住する住宅(持家・借家等)が大規模半壊以上の被害を受けた者	持家	10/10	—
	2		借家等	1/2	
	3	平成28年熊本地震により居住する住宅(持家のみ)が半壊の被害を受けた者	持家	1/2	
	4	保護者等が死亡した又は行方不明となった者	持家又は借家等	10/10	

別表3(令和2年7月豪雨)

区分		要件	補助割合		所得制限
授業料、 施設整備費等 減免	1	令和2年7月豪雨により居住する住宅(持家・借家等)が大規模半壊以上の被害を受けた者	持家	10/10	年収590万円未満
	2		借家等	1/2	
	3	令和2年7月豪雨により居住する住宅(持家のみ)が半壊及び中規模半壊の被害を受けた者	持家	1/2	
	4	令和2年7月豪雨発災以降に次に掲げるアからカまでのいずれかの事由に該当し、その事由に至った日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が表面に定める金額(基準額)以下となる者(市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当の場合については、表面に定める式に該当する者)	市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が非課税相当	10/10	—
			ア 勤務する会社等の経営悪化により収入が減少した者 イ 勤務する会社等を解雇された者 ウ 自営する会社等の経営悪化により収入が減少した者 エ 自営する会社等が破産・倒産した者 オ 死亡又は行方不明 カ 病气	市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当	
5	区分4に該当して授業料が減免されていた者のうち、その事由に至った日から1年を経過する日が属する月の翌月から起算して1年間の所得見込額が表面に定める金額(基準額)以下となる者(市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当の場合については、表面に定める式に該当する者)	市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が非課税相当	10/10		
		市町村民税所得割及び道府県民税所得割の合算額が166,600円以下相当	1/2		

別表4(令和2年7月豪雨)

区分		要件	補助割合		所得制限
入学金減免	1	令和2年7月豪雨により居住する住宅(持家・借家等)が大規模半壊以上の被害を受けた者	持家	10/10	年収590万円未満
	2		借家等	1/2	
	3	令和2年7月豪雨により居住する住宅(持家のみ)が半壊の被害を受けた者	持家	1/2	
	4	保護者等が死亡した又は行方不明となった者	持家又は借家等	10/10	